

議案第6号

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年1月24日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

令和6年能登半島地震により被災し、住居等に困窮した者を、教職員住宅に入居できるようにする必要がある。

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区教職員住宅規則（昭和45年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「教育長」を「委員会」に、「必要」を「必要がある」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認める者は住宅を使用することができる。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により委員会が特に必要があると認めた者（以下「特例入居者」という。）の住宅の使用期間は6月とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、6月を限度として使用期間を延長することができる。

第14条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例入居者については使用料を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 住宅を使用することができる教職員は、使用しようとする日において、現に住宅に困窮している者であつて、かつ、住宅の種類に応じ、次の各号に定めるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 家族住宅 同居の親族を有する者</p> <p>(2) 独身住宅 年齢が30歳未満の独身の者</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 住宅を使用することができる教職員は、使用しようとする日において、現に住宅に困窮している者であつて、かつ、住宅の種類に応じ、次の各号に定めるものとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 家族住宅 同居の親族を有する者</p> <p>(2) 独身住宅 年齢が30歳未満の独身の者</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認める者は住宅を使用することができる。</p>	
<p>(使用期間)</p> <p>第12条 住宅の使用期間は、第9条の使用開始日から家族住宅については10年、独身住宅については5年を限度とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により委員会が特に必要があると認めたと者（以下「特例入居者」という。）の住宅の使用期間は6月とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、6月を限度として使用期間を延長することができる。</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第12条 住宅の使用期間は、第9条の使用開始日から家族住宅については10年、独身住宅については5年を限度とする。</p>
<p>(使用料の減免等)</p> <p>第14条 委員会は、使用者が使用料を納入できない事情がある場合には、申請により、3月を限度として使用料を減額又は免除し、若しくはその納付を猶予することができる。</p>	<p>(使用料の減免等)</p> <p>第14条 委員会は、使用者が使用料を納入できない事情がある場合には、申請により、3月を限度として使用料を減額または免除し、若しくはその納付を猶予することができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、特例入居者については使用料を免除する。</p> <p>3 委員会は、管理人について必要があると認めたとときは、当該管理人の使用料の100分の30に相当する額を超えない範囲内で、使用料を減額することができる。</p>	<p>2 委員会は、管理人について必要があると認めたとときは、当該管理人の使用料の100分の30に相当する額をこえない範囲内で、使用料を減額することができる。</p>